

Title	「柏木」、「柏木の右衛門督」、「柏木権大納言」のこと：享受史を辿りつつ
Author(s)	越野, 優子
Citation	詞林. 2005, 38, p. 1-14
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67538
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

「柏木」、 「柏木の右衛門督」、 「柏木権大納言」のこと

——享受史を辿りつつ——

越野 優子

はじめに

「柏木」——物語内部にはこの呼称はなく、従って後の読者が名付けたものである。悲恋のうちに「柏木」という名の巻で横死した、太政大臣の内親王腹の嫡男が、最も注目され、「あはれ右衛門督」と人々に悲しまれ巻を閉じるのがこの柏木巻であり、享受の歴史の中でこの呼称が生じたのはごく自然に思われる。それ故に柏木の呼称の由来を掘り下げたものは少ない。しかし、複雑且つ豊穡なこの物語の享受史を繙くと、この呼称の謂われにはまだ説明すべき点があると思われる。

一．柏木の呼称の出現以前の様相

まず、物語中に現れる柏木の呼称が如何なるものであったのか、改めて挙げてみる。

左少将・内の大殿の中将・岩漏る中将（胡蝶）・右中将・右の中将・中将の朝臣・中将・頭中将（篝火・藤

袴・真木柱・梅枝・藤裏葉）・中将の君・君・右の次将・内の大殿の頭中将・朝臣・右衛門督（若菜上・紅梅・橋姫・衛門督（若菜上・若菜下柏木・横笛）・衛門督の君（若菜上・柏木）・宰相の君（若菜上）・中納言（若菜下）・権大納言（柏木・橋姫）・故殿・大殿・故権大納言・故君・故大納言・故督の君・故衛門督（夕霧）・大納言・故権大納言の君（橋姫・宿木）

（柏木の物語中の呼称一覧『源氏物語事典』大和書房 二〇〇二年五月「柏木」の項より／（ ）内は巻名で稿者が適宜省略し、又傍線等私に施した部分がある）

右は物語の進行順に呼称が並べられている。物語内ではこのように多様な呼称で呼ばれてはいても、玉鬘を実姉と思つて贈つた歌の詞に因んだ「岩漏る中将」（胡蝶巻）を除けば、官職でしか呼ばれていない。官職は左少将に始まり、極官は権大納言である。若菜上で宰相（参議）に任ぜられて、また同時に、参議と兼任することの多かつた右衛門督に着任して

いる。大撰関家の威光もあり、順当な昇進をしてきて、非業の死さえなければ、この後は、まず「内大臣」となったはずであり、² 榮華に満ちた人生が待っていたに相違ない。

物語内部の呼称を今確かめた。この人物が、後年読者によってどう称される様になるかを、物語成立の三百年程後に成立したと言われる『無名草子』の記述に見る。

- ・かしはぎの右衛門督のうせいとあはれなり（後略）
- ・かしはぎのえもんのかみはじめよりいとよき人なり（中略）³ うせのほどいとあはれにいとをしけれと（後略）
- ・又かしはぎの右衛門督のうせの程のことゝもこそあはれに侍る（後略）

（水府明德会彰考館蔵 原題「建久物語」建武二年四月六日 津守国冬判（波線は朱を表す））

既に、無名草子では、〈柏木の右衛門督〉を一体化し、確定した人物呼称と見なしたかの如く、三回も登場させている。この三百年程の間に、物語内では官職の呼称しかもたず、そして「権大納言」まで登りつめた人物が、何故、「中納言」ではなく、前官職の「右衛門督」に呼称が逆戻りしているのだろうか。神野志隆光が「納言」になってはじめて一人前の公卿として扱われる」と指摘しているように、「中納言」の方が呼称としてふさわしいと思われるのが、「柏木の右衛門督」現在では最も一般的に「柏木」と言い習わされるようになったのだろうか。

考察の材料として、古注釈や古系図を使いたい。最古の古注釈『源氏釈』（世尊寺伊行 一一六〇年頃成立か）は、多くの先学に拠って、その段階的な成立が述べられてきた。当該書研究の中心的存在であった伊井春樹は、自らのものをも含め諸論考を整理した上で、大凡、第一次本「冷泉家」（元本）・『源氏或抄物』（略本）↓第二次本「書陵部桂宮本」（残欠本）↓第三次本「前田家本」（元本・最終形態）・「増補本」と最終的に纏め上げた。伊井は、特にこの中で『源氏或抄物』が、前田家本の脱漏を一部補い、また『源氏釈』初期形態を知る上で貴重であることを述べている。一方渋谷栄一は、この伊井の見解に添いつつ、「まず『源氏釈』における第一次本から第二次本へという過程には、本文梗概化も詳細から簡略へと向かう傾向を示すことである。それに伴って、人物呼称も記載から省略へと向かうことが指摘できる」と述べ、人物呼称が〈固有名詞〉の表記（稿者注…「紫の上」など物語的名称・通称的なもの）から〈普通名詞〉の表記（稿者注…「帝」「君」「女君」など）、そして省略等と、物語の途中で呼称が改訂される用例を掲出・考察している。人物呼称の改訂状況を知る為に、渋谷の考察が有効と考えられるので、これを参考に、初期の呼称を知る為に『源氏或抄物』から呼称を任意で抽出し、その改訂の様を知る為に最終形態と目される前田家本を対照し表にまとめ、最後に柏木の用例を比較対照させた。

「源氏或抄物」↓「源氏釈」（前田家本）の呼称の改訂（物語中に通称等、正式な公的呼称以外がある場合は、下に○、無ければ×）

源氏或抄物	源氏釈	公的名称以外の呼称有無
・きりつほの御門	(呼称の記述無し)	×
・夕きりの大将、夕きり、夕霧	あふひのうへのはらの君、まめ人の大将	○
・かほる、中納言、大将	大将	○
・にはぶ宮、兵部卿宮	兵部卿宮	○
・あふひのうへ	あふひのうへ	×
・すえつむ、すえつむ花	すえつむ	○
・雲井の雁(傍記)	雲井のかりのひめ君	×
〈柏木〉 ・せつとの中将、中将、衛門督、ゑもんの督、ゑもんのかみ	中将、衛門督	○ 「岩漏る中将」

右の表では、男女の順に並べたが、既に最古の古注釈の初期段階（『源氏或抄物』ですら、桐壺・夕霧・薫・匂宮と公的官職名に通称的な言葉が付随している。このうち、「桐壺」だけが、物語にも無い名称である。また夕霧については、物語内部での呼称は、「大学の君」「まめ人」等で「夕霧」その

ものはない。ただ公的呼称のみではない点で、四者は一つに括られる。一方女性に関しては、物語内部に無い呼称が自由に付けられている。元々源氏物語自身が、魅力的な女性の呼称を生み出した画期的作品であった故に、伊行の注釈も、女性に対して自在な呼称を許したのかも知れない。そしてこのような中で、最後に置いた例で分かるように、「柏木」については、『源氏釈』の成立のどの段階においても、その言葉は一切現れる事はなかった。

二、源氏物語古系図への「柏木」出現

柏木の呼称の初出は、調査の限りでは所謂「源氏物語古系図」の記述に遡る。これは物語の作中人物を、皇族・大臣・公卿・殿上人等、貴顕から順に家系を系譜の形で図式化したもので、人物名と簡単な血統の注記があり、巻序に沿った略伝が附されているものもある。このうち三条西実隆が長享二年（一四八八）に作成したもの以前を古系図と区別している。³³⁾ 最古とされる『九条家本』は、池田亀鑑に拠れば、「鎌倉時代の初期を下るものではあるまい。その字形書風等からすると、平安朝に入るものかと思われる」とされる。柏木を中心に、その一部を抽出する。

(巻頭は損傷に拠る欠落)

夕霧左大臣
下右衛門督

母あふひのうへ 摂政太政大臣女
母

にほふ兵部卿宮もみちのえんにてうちにてしたまひし頃中宮の御つかひにまうてたりし人也

木の右衛門督子

□朱雀院の女三宮 若菜の巻にむまる□六条院申しつけ給しまゝに冷泉院御子にしてかほる中将のまきに元服して四位の侍従ときこえき(中略)やとり木の巻に二月の直物に権大納言になりて右大将を兼す

致仕太政大臣

葵上
源氏北方

柏木権大納言

母太 いもうとなり
は、おとゝにおなし(中略)夕霧の大将をうみをきてほとなくうせ給ぬ
母太政大臣女

かゝりひに及び中将ともみゑ□若菜の巻に右衛門督同巻に権□納言二品の宮の御事思ひみたれてかきりなりし時柏木の巻にやまるのうちにかすのほかの大納言になりてほとなくう

紅梅右大臣
弘徽殿女御
夕霧大将北方
夕顔尚侍
近江君

せぬいはもる中将といひき
は、衛門のかみにをなし(以下略)
は、ゑもんのかみにをなし
は、あせちの大納言の今の北の方
は、夕顔の君 三位中将女
は、たれともしらすなのりいてたりけるをむかへとり給へり

二條太政大臣

四君

朱雀院のは、方の御おほち 右大臣
ときこえき
ちしのおとゝの北方 柏木のゑもん
のかみこうはいのをとゝなとのは、
なり(以下略)

『九条家本源氏物語古系図』(『源氏物語大成巻七研究資料篇』)図は私に略した部分がある／傍線等は稿者に拠る／主を異にする家系毎に、「・」で分けた)

右の系図の太い傍線部のように、既に「柏木権大納言」と記述され、ここに「柏木」が死の直前任命された極官との組み合わせて初出している。冒頭近くの系図中の欠損は、『源氏物語大成 巻七』所収の口絵写真に拠れば、紙魚などの虫食欠損と思われる。略伝の内容等から推測して、薫のそれと

思しく、また、常磐井和子の翻刻・紹介した『秋香台本』は、常磐井が「九条家本の欠損部分、虫損部分がこの本によって字数の違いもなく埋められるほど忠実な本文をもっている」と述べる如く、同伝本を参考に、欠損部分の字数なども換算して、「かほる中将実は柏」と仮に補うことができる。ここに「柏木の右衛門督」が初出し、二條太政大臣の略伝中も「柏木のゑもんのかみ」と登場する。これらの呼称のうち、「柏木」の言葉の付されない呼称は、弟紅梅、姉弘徽殿の略伝中のものだが、これはすぐ右の系図呼称に「柏木権大納言」とあるから重複を避けたのであろう。

古注釈と古系図の最古のものを比較してきた。ただ『源氏釈』は段階的に成立したとはいえず、その初期段階である『源氏或抄物』はかなり早い時期であったとされる。すると『九条家本系図』と『源氏或抄物』の成立時期は接近していたと考えられる。このうちまず『源氏釈』では、その成立のどの段階に於いても「柏木」は呼称に付していなかった。伊行が『源氏釈』の男性貴人の、人物呼称を段階的に、物語の通称をはずし、簡略方向に改訂したことについては前掲注(6)の渋谷栄一論に見たが、この人物のみ、一貫して官職のみで通じた点で異色であるといえる。いわば伊行は、この人物に何らかのこだわりを持っていたが故に、こうした結果になったといえる。このこだわりという点では、一人伊行だけの問題でないのは、次章で述べることにする。一方、古系図は

『九条家本』はもちろん以下『為氏本』『正嘉本』『秋香台

伝本	系図呼称	略伝中呼称(抜粋)
九条家本	柏木権大納言	柏木の右衛門督(推定) 柏木のゑもんのかみ
為氏本	柏木権大納言	かしはきのこん大なうこん 柏木衛門督 こん大納言
正嘉本	柏木権大納言	かしわきの権中納言 かしわきの右衛門督 右衛門督 権大納言
秋香台本	柏木右衛門督	柏木衛門かみ 柏木衛門 ゑもんの督
伝藤原家隆本	柏木権大納言	かしはきの権大納言 右衛門督 権大納言

本』『伝藤原家隆筆本』と、「柏木」は登場し続けている。このうち系図呼称は極官「柏木権大納言」が一般であり、『秋香台本』のみ、系図呼称だけでなく略伝中の呼称まで「柏木の右衛門督」が中心である点で異色である。但し、『秋

香台本』は、九条家本の欠損を補う貴重な部分を有しているものの、注(11)常磐井前掲書所収の「古系図諸本人名一覧表」所収十六系図を見ても、柏木に限らず、人物呼称が他の十五系図と異なり、一つ当該伝本だけが、独自の呼称である例が、ままある。よって『秋香台本』は一応別にして考え、系図呼称は、極官の「柏木権大納言」、略伝中の呼称は、文章で綴られた中のものであり、系図呼称より自在に、〈柏木権大納言〉〈右衛門督〉〈柏木の右衛門督〉が、表記は様々に、登場しているのが、「源氏物語古系図」の基本的記述姿勢と、結論づけることができるだろう。

一、二章を総合して考えるに、『源氏釈』の中では、他の人物呼称に自在な通称を冠した伊行も、「柏木」という言葉だけは、一切使用しなかった。一方、その『源氏釈』の初期段階とは時期的に近かった「源氏物語古系図」最古の『九条家本』において、「柏木」は系図呼称・略伝中の呼称共に出現する。「柏木」は物語内部の呼称ではないから、『源氏釈』の記述は物語に忠実であったということもできるが、他の人物呼称はそうではなく、一つこの人物にのみそうであることが、異例なものを感じさせる。逆に古系図『九条家本』は、物語を逸脱して、「柏木」を付した。系図呼称中、他に権大納言はいないのであるから、区別の為の付与の必要はなく、何故敢えて「柏木」が必要だったのか、不審に思われる。また略伝中の呼称「柏木の右衛門督」については、前述の如く、

右衛門督でなく中納言の呼称が選ばれてもよいはずで、にもかかわらず、後の読者の通称に一度も「中納言」がなく「右衛門督」であることも、やはり異例なことと言わねばならぬ。

つまりこの人物の、後の読者に拠る通称は、どれも何某かの〈異例〉を含むと、考えられるのである。

三、〈異例〉の呼称の理由——「柏木」が官職に付されること

さて、前章で〈異例含み〉と確認した、この人物の呼称は、より根本的な意味で、極めて異例なのである。このことを、前述した注(1)の家井美千子の、「柏木」という言葉を巡る論を参考に、以下みていくこととする。

まず「柏木」の言葉は、周知の如く、皇居を守る兵衛府及びその官職の異名として詠み込まれてきた伝統的な歌ことばである。左に代表的な史料等を挙げる。

・ 右衛門をば、みかきもりといふ。兵衛をば、かしはぎといふ。
〔能因歌枕 広本〕日本歌学大系 一

・ 衛門 ミカキモリ 兵衛 カシハギ

〔和歌初学抄〕日本歌学大系 一
・ 柏木いとをかし。(中略) 兵衛の督、佐・刷などいふもをかし。(花の木ならぬは)の段)

〔三卷本系統陽明文庫本枕草子〕新全集

・(兵衛府) 官陽・陰明門以外を守衛し、行幸啓のときに供奉し、雑役を務める役である。これも左右に分かれていた。(中略) この督、佐・尉をばカシワギともいった。(衛門府) 宮城を警衛し、行幸のときに供奉する武官で、つねに鞍(略)を負い、弓を持ってゐるから、『和名抄』にはユゲヒノツカサとよんでいる(後略)。

(和田英松『新訂官職要解』大正十五年刊本 明治書院) ところが、一方では「柏木」が衛門府及びその官職という説もあつた。和田英松前掲書の、次の部分である。

・またカシハギともいったことが、『河海抄』に見えてゐる。かしわぎは兵衛の別称であるが、同じく宮門警護であるから衛門にもちいたものであろう。

和田説は、『河海抄』を根拠に「柏木」が衛門府及びその官職の異名であつたというものである。ところがこれに対しては、片桐洋一が疑問を呈している。片桐は、自著『増補版歌枕歌ことば辞典』(笠間書院)で、「柏の木そのものよりも、兵衛府の異称としてよまれることが多かつた。なぜ「柏木」が兵衛府の別称になつたといへば、柏は古来、神事に葉を用いることが多かつたために、葉が神聖視され、「柏木に葉守の神のましけるを知らでぞ折りしたりなさるな」(大和物語・六十八段)のように、葉を守る神の存在を考え、転じて皇居を守る兵衛府およびその職にある人をいうようになった」と、まず歌ことば「柏木」を説明した上で、「ところが、現行の

多くの古語辞典が『兵衛府および衛門府の別称』とするのはいかがであらうか」と異議を唱え、その理由として「『柏木』が衛門督、佐・尉の異称として用いられている例はまったく存在しないのである」と断じた上で、柏木の異名が兵衛及び衛門になつた理由を、『源氏物語』の登場人物である衛門督が、柏木の巻で世を去るゆえに、『柏木の衛門督』と後人が便宜的に呼称したため、衛門の別称でもあるということになつてしまつたのではないかと述べる。

この片桐洋一の、『柏木』が衛門督、佐・尉の異称として用いられている例はまったく存在しないのである」という点に関して、注(1)の家井美千子が、例外的に『綺語抄』・『河海抄』の一部の本文・『雅語集覽』等を網羅的に調査し、『柏木』が衛門府をも表すことが記された事実を示したのである。ここには最古の『綺語抄』部分の家井の記述を挙げる。ただ『綺語抄』のみが次のような記述を見せる。

〈中・官位部〉

かしはき 左右衛門をいふ。左右兵衛をいふ。(中略) ともかくも、「かしはき」と衛門府の結びつき^①の最も早い例を、この『綺語抄』の現存の形に見ることはできない。

この家井論文によって、片桐の前掲叙述が、やや事実と異なることが史料を以て示された意味は大きい。但し、留意すべきは、あくまでも「柏木」は、原則として兵衛府及びその

官職の異名であり、家井が示したのは、衛門の異名であった例も僅かに見られた、という事実であるということである。

即ち、基本的には家井も片桐説に同意し、この物語が書かれた頃には、柏木は兵衛府の異名であったろうとも考えており、それが衛門府の異名にもなったのは、前掲片桐洋一・傍線部のように「衛門督が、柏木の巻で世を去るゆえに、「柏木の衛門督」と後人が便宜的に呼称したため」であり、柏木巻とその巻末の著名な世人の言種「あはれ衛門督」が結びついた結果と読み、自論を結んでいるのである。

『源氏物語』の決定的な影響力に拠って、つまり源氏以降、「柏木の右衛門督」という呼称が生まれた、という片桐説には、総論部分で異議は無い。しかし問題は、その発生理由「後人が便宜的に呼称したため」と、結論「衛門の別称でもある」ことになってしまった、という部分である。この部分には俄には従いがたい。以下その理由を述べていく。

まず、前章及び前々章で確認したこと、即ち、平安末期ともされる最古の『九条家本』以降の「源氏物語古系図」に、既に「柏木の右衛門督」の呼称が出現し、また『無名草子』では、既に一体化した呼称として三回の記述とも「柏木の右衛門督」で登場する、という事実はどうだろうか。前述したが、権大納言を極官に生涯を終えた人物に対して、世人はなぜ「あはれ権大納言」ではなく、「右衛門督」と言種にしたのか。注(4)で、神野志隆光の〈納言〉を巡る論考に従い

つつ自説を述べたように、この人物の哀しみの原点を「右衛門督」という官職に求めるが故に、「あはれ」の言葉に続くのは「右衛門督」でなければならぬのである。それは決して「便宜的」という安直な感覚からなされた呼称ではあるまい。これについては後に述べる。

更に、最も根本的なところで、片桐(等の述べる)、柏木は「衛門の別称でもあることになってしまった」は事実とは言い難い。このことを解くのに、最近刊行された、定家編に拠る『物語二百番歌合』の源氏の人物呼称に言及した、田淵句美子の注目すべき論が有用であると思われるので、これを援用しつつ片桐説を修正する。

田淵の論は、歌人としての定家と、源氏学者としての定家の二つの顔が、『物語二百番歌合』の作者目録と詞書に現れていることを論じている。抜粋して以下引いていく。

田淵は、「まず基本的に言えることは、『物語二百番歌合』作者目録では、男性貴顕・公卿等は、院号、もしくは物語終了時の現官の正式名称で記され、物語中の通称、あるいは後世の読者による通称は使われないということである」という定家の記述態度の大前提を、多くの呼称用例を挙げつつ述べる。一方、詞書に対しては、『物語二百番歌合』の詞書は、全体として、表記や記述に不統一の部分が少なくない」と、勅撰集に於いても、詞書はそのようなことが数多くあることも述べた上で、「全体に、『物語二百番歌合』の詞書は、作者

目録に較べて、物語的・通称的呼称を残す場合が少なくなく、規制もゆるいと思われる。作者目録の方は、かなり改まった意識で、正式名称に近い呼称で書かれたと言えよう」と述べ、不統一の理由について、「物語の享受に、定家自身の中にも、このような二通りの呼称ないし方法が内在することを示しているのである」と考えている。

さて田淵が厳格な規則により呼称が統一されていると述べた「作者目録」を見ると、『百番歌合』『後百番歌合』とも、「作者目録」では「柏木権大納言」と記されており、極官である点は規則通りである。但し、本章冒頭で、〈異例含みの呼称〉と述べたが、田淵も、定家の記述の中に、それを感得し、「柏木は、『無名草子』で「右衛門督」「柏木の右衛門督」とある如く、通称として「右衛門督」が定着しているが、死の直前に権大納言に任ぜられているから、定家が極官の権大納言で記するのが正式である。ただしこの「柏木権大納言」は、目録中で他に権大納言がないのに「柏木」を冠する点で例外的である」と同論文で述べている。

確かに、明らかに「貴顕・公卿」である人物に対して、厳格な作者目録らしからぬ記述である。例えば、『百番歌合』の八十四番、

『百番歌合』八十四番

八十四番

左 故権大納言かくれて後、右のおとどの大

将におはしける時、形見の笛を吹きささび給ひける夜の夢に、この笛は思ふかた異に侍りきとて

なむ

107 笛竹に吹き寄る風のことならば末の世長きねに伝へ

(穂久邇文庫蔵藤原定家筆本ノ「岩波文庫 王朝物語秀歌選」所収)の詞書傍線部の如く、「故権大納言」でもよかったのであって、敢えて「柏木」を冠した理由は考える必要がある。

ここに確かに、田淵が「二通りの呼称ないし方法が内在する」と述べた定家の二つの顔が見える。歌人としての定家は、勅撰集に準じた作者目録を重んじ、極官としての「権大納言」の呼称を看過し得ない。しかし一方、源氏学者としては、定家は自ら期した原則を逸脱しても、「柏木」の語を落とすことはなかった。

しかしそもそも、前掲した如く、「柏木」は兵衛府及びその官職の異名であった。すると、まず「柏木の右衛門督」はこの柏木を「兵衛府」とした場合、「右衛門督」は衛門府の長官だからあり得ない。柏木を兵衛の官職の異名とった場合、「官職」+「官職」と同語反復になってしまい、言葉としてあり得ない。次に「柏木権大納言」の場合、「右衛門督」同様柏木を官職とるのは言葉としてあり得ない。最後に、柏木を兵衛府とった場合、注(一)家井が史上の任官状況調査を元に述べたように、衛門督は兵衛督より格が高く、ま

た大納言と衛門督兼任はないので、兵衛と大納言の組み合わせの可能性は無い。つまりこの人物について、後世の享受者が附した呼称は、本章冒頭で一見異例に見える述べたけれども、より正確には存在し得ない言葉であると言ひ換えられるのである。もし歌ことばの伝統の通り、この「柏木」が兵衛又は衛門の異名ならば。しかし『九条家本』古系図以下、『無名草子』『物語三百番歌合』と、「柏木」+「官職」の形で記述されてきている。ということは、この「柏木」は兵衛及び衛門の異名ではない。源氏以降、特にあの「あはれ右衛門督」が強い印象を残した柏木の巻以降、「柏木」は『源氏物語』の柏木巻、という意味をもつに至ったのである。

四、伝国冬本柏木巻巻末誤写の意味—内部の世人から外部の享受者へ

さて前章最後で「柏木」の言葉の歴史を変えた、その象徴とも言える「あはれ右衛門督」の一節に言及した。貴公子の非業の死を悼む余り、言種にもなったという下りは、通行本文(例えば大島本)では「ましてうへには御あそひなどのおりことにもまつおほしいて、なんしのはせ給けるあはれ衛門督といふことくさななにつけてもいはぬ人なし」(『大島本源氏物語七』五十一丁ウ3、7行(角川書店))で、この場合の主語はもちろん世の人々である。ところが、主語が帝と思しい伝本がある。管見の限り伝国冬本がそれである。左に掲

出す。

ましてうへに

10 は御あそひなどのおりにもまつおほし
11 いて、なんあはれかり衛門督といふこと
1 くさなな言にもたえす
2

(天理図書館蔵 伝国冬本柏木巻/四四丁ウ10行/四十五丁オ2行/□は稿者が入れた) (別本集成 364728 ~ 3647421)



ただし伝国冬本柏木巻はその本文の省略等、特異性を有しており、当該箇所も不審を抱える。まず帝が主語であれば、傍線部の動詞部分は敬語を有するはずであるがそれがない。帝を主語として読もうとするならば「おほしいて、なん」で一且切り、省略した形にするしかなくなる。伝国冬本柏木巻は

省略が多いのでその点は逆にこの巻の特性に合うが、すると次文は「あはれかり衛門督といふことくきな言にもたえす」で一文となる。「かり」が「なり」などの誤写だった可能性も考えられ、するとこなれない文ではあるが、「あはれなり衛門督」となり、敬語はないから、主語は世の人と考えられ、言種にした、という文が一応は出来上がる。しかし伝国冬本のみは独自本文で、誤写も含み、普通には読めない。問題ある箇所と言えるだろう。

今稿者がこの一節を、特異な伝国冬本柏木巻で挙げ、誤写などを確認したのは、不備や欠陥をあげつらう為ではない。

「柏木」の言葉の歴史を変える程の強い印象を残した当該箇所、誤写について、〈誤写〉という言葉のもつマイナスの側面からではなく、一つの享受の軌跡として、むしろプラスの側面から考える材料としたいからである。

こうした考え方に示唆的なのが、上野英二の論考である。

上野は注(14) 田淵と同様『物語二百番歌合』をとりあげ、歌句の誤写の理由を素材に、まず、『源氏物語』の享受において「物語読者の記憶の中の『源氏物語』」を考える必要性を説く。当該歌合の生まれた時代では、『源氏物語』の享受とは、教養人にとって、単なる知識ではなく、愛読の末に空覚えし、まさに「血肉化」したものであるとしてあり、それが当時の『源氏物語』の「愛好」の姿であったとする。従って、上野が論文で例に挙げた歌句の誤写の理由は、記憶の中で別の

歌句が残存していた故に生じたものであることを指摘し、「このようになまじ『源氏物語』に親しんでいたがためにかって誤りが起きてしまう場合もあり得る」とする。

こうした上野の姿勢に導かれつつ、先の柏木巻の箇所を考えるに、当該箇所は、まず物語内部では、世人の言種が絶えなかった程の有名な嘆きの言葉であった。物語内部の世人の嘆きは、物語を「血肉化」していた当時の読者にとって、まさに自らの嘆きと化したであろう。誤写とこなれぬ文章は、あまりに自らの一部となり、世人の嘆きを自らの嘆きとして、筆が走った故のことと思しい。むしろ不審な本文は、書写者の物語、取り分けこの部分への耽溺の深さを逆に知ることが出来る、有意義な証左と、マイナスからプラスに転じて読み替えられるのである。

桐壺巻で「よの人ひかるきみときこゆ」(伝国冬本二十六丁オ11行)とあるように、物語の内部で世人が稀代の美貌をこう称したことが、後世、物語の外部である「源氏物語古系図」『九条家本』の光源氏の略伝(系図呼称部分は欠損)中の、「ひかる君とはこま人つけたまへりけるとそ」に繋がっている。ここで「光る君」の命名が世人に因るのか高麗人に因るのかという、河添房江を嚆矢とする所謂「命名伝承の二重化」問題については、本稿に直接関わらないので触れない。世人の言葉は、享受者へ当然のように伝播し、享受者は自らこのこととして受け止める。そうした当時の濃厚な享受関係の

中で、先の伝国冬本柏木巻の問題箇所には再び立ち返ることとする。

当該箇所は、あまりにも著名な世人の言種となった箇所であった。悲劇の理由は全て、彼が、注(1)家井が述べるように、「参議から中納言にある間に兼任する官であり、大納言となった時にそれを辞す、という一つの出世ルートであった右衛門督在任中に起こった。彼が中納言を兼任する以前に、運命の女性女三宮降嫁事件が起こったことに端を発した。そして自ら幕を引くように、柏木の巻に絶息した悲劇の貴公子は、権大納言まで昇格したのに、世人は「あはれな右衛門督よ」と嘆いた、とある。右衛門督在任期間が長く、世人にとってこの呼称が慣れ親しんでいたということも関係しているように、まるで、右衛門督在任中に起きた、極秘の悲劇を知っていたかの如く、世人は右衛門督の呼称で彼を言種にしたと、物語は記述するのである。ここにおいて、物語を読み進め、世人の知るはずもない彼の悲劇の一部始終を具に見た享受者は、世人の嘆きに共感するのであり、物語内部の世人と、外部の享受者は、一体となる。その媒体として、「右衛門督」は必要であり、また世人と享受者が劇的に結ばれた「柏木」の巻は、「柏木」の言葉を、『源氏物語』と強く結びつけた。その紐帯の強さは、「柏木」を単独で人物呼称にまで為したのであり、例えば『河海抄』(天理図書館蔵 文禄五年書写記有)には「たとひ柏木の子なりとも女三宮の御腹致

仕大臣孫なり」とみえる。今日では「柏木」が、この人物の呼称として最も一般的となった。

おわりに

以上、今日の「柏木」の呼称が成り立つ過程を辿り、今まで論じられなかった点を考えてみた。最後に再び、留意すべきは、この呼称は、作者ではなく、読者・享受者が創造したということである。作者と享受者の絶妙のコラボレートによって、成り立つ有機体が『源氏物語』という作品だということが出来よう。

【附記】

本稿を為すにあたり、貴重な伝国冬本の閲覧・掲載許可を下された天理大学附属天理図書館に、深甚の謝意を表する。

注

(1) そうした中、管見の限りでは、家井美千子の「右衛門督―『源氏物語』における」(『中古文学』三六号 一九四四年三月)が、柏木の官職「右衛門督」を史実、歌ことばの歴史や、古注釈から論じており、この件を考察する論文として評価できる。

(2) 久下裕利は、「内大臣について―王朝物語官名形象論―」(『論叢源氏物語』4 新典社 二〇〇二年五月)で、公卿補任で、頼通・教通・頼宗・師実・師房の〈権中納言―権大納言―内大臣コース〉の実例を確かめている。

(3) 当該「建久物語」(水府明德会彰考館蔵無名草子)では、挙げたように建武二年四月六日の津守国冬の奥書があり、また無名草子の桐壺巻の、更衣の描写の箇所は、通行本文「なつかしうらうたげなりしをおぼし出づるに」と大きく異なり、所謂別本と近い。三谷栄一「尾花か女郎花か」(『物語史の研究』有精堂出版 一九七九年七月)は、従一位麗子本や陽明文庫本・伝国冬本・河内本を調べた上で、このうち通行本文と重なる文言があり、それ故に目移りの可能性が高い伝国冬本が、一番無名草子の当該箇所と近いと論じた(伝国冬本桐壺巻の当該箇所は「おはなの風になひきたるよりもなよひなてしこのつゆにぬれたるよりもなつかしうらうたげなりし」(十七丁ウ1~4行)。前述の国冬の奥書の存在も三谷説に加担しそうである。ただ、『鎌倉時代物語集成』5巻の解題では、国冬は古系図などに拠れば、元応二年に没しており、建武二年に生きていないことになるから、国冬の子国夏の誤りかとみている。また本文を見ても、確かに桐壺巻の前出箇所は伝国冬本が管見の限りの諸本の中では一番近い。だが別の箇所、女三宮を批評しているところ(『おくるへくやはとある女宮そにくき』(前掲本)の「おくるべくやは」文言は、伝国冬本柏木巻では存在しない(注16論文参照)。よって、無名草子の本文は、少なくとも伝国冬本だけに拠っていないということは言え、このことは混成本文を参照した証左の一つと言える。

(4) 神野志隆光は「光源氏官歴の一問題——「納言」をめぐって」(『研究講座 源氏物語の視界』) 新興社 一九九四年四月)にて、「納言」になってはじめて一人前の公卿として扱われる」ことを論じ、女三宮降嫁時、宰相で右衛門督だった「柏木」が、朱雀院から問題外として退けられたことを、朱雀院には「納言」が指標

として働いたからと述べている。となると、公卿の印である「納言」——まして高官である「権大納言」と呼ばれず、「右衛門督」という呼称で世人の言種となったと記述されたのは、降嫁時、(右衛門督でしかあり得なかった)ことに彼の哀しみの全ての原点があることと関係していることと思われる。以上は物語内部のことと、世人の後ろにいる読者という享受者は、更に「柏木」を呼称に付与した。その意味が問われるのである。

(5) 伊井春樹編『源氏物語 注釈書・享受史事典』(東京堂出版 二〇〇一年九月)

(6) 渋谷栄一「源氏釈」における人物呼称について(『源氏物語小研究』創刊号 一九九〇年三月)

(7) これに対し、渋谷栄一は「源氏或抄物」「きりつほの御門」の記述直前の本文に「きりつほの更衣」とあり、父母を一对として描いた結果、母「きりつほの更衣」に対して、父「きりつほの御門」が誕生したのであろうと推測している。しかし、例えば長谷川政春が、「ましてや、後宮殿舎の一つである淑景舎の俗称たる「桐壺」を頂く院号などないのが当たり前であらう」(『巻頭言 皇統譜の蔭にて』「むらさき」四〇—二〇〇三年十二月)と述べる如く、身分の低い更衣に合せて帝に「きりつほ」が附されたとは考えにくい。前後するが後に述べる田淵句美子の論文はこのことを更に明快に述べている。

(8) 荒木良雄「源氏物語象徴論——特に女性の呼び方について」(『解釈と鑑賞』一九四八年三月)等

(9) 注5 伊井前掲書の古系図の項解説より

(10) 「源氏物語古系図の成立とその本文資料的価値について」(『日本学士院紀要』九巻二号 一九五一年七月)

- (11) 『源氏物語古系図の研究』(笠間書院 一九五七年三月)
- (12) 『九条家本』『為氏本』『正嘉本』は『源氏物語大成』所収、『藤原家隆華本』は中田武司翻刻(『源氏物語と女流日記 研究と資料』武蔵野書院 一九五四年十一月)所収のものに拠り、系図呼称については、常磐井和子注11前掲書所収の「古系図諸本人名一覧表」を参照した。同一一覧表の総計十六の古系図のうち、秋香台本(常磐井翻刻)のみ、系図呼称が「柏木右衛門督」で、後は全て「柏木権大納言」となっている。『秋香台本』のこの記述は、夕霧の長子(雲居の雁腹)が系図呼称で「右衛門督」と記述されているものと、区別する為の処置かと思われる。
- (13) 家井美千子「右衛門督―『源氏物語』における」(『中古文学』三六号)但し「綺語抄」のこの「かしはき」の部分は、『歌学大系』『統群書類従』共に「よしいき」である。前後の文脈から誤写と考えられ、家井もその点は言及しており、『綺語抄』の一部の本文に「かしはき」が見られると述べている。
- (14) 『物語二百番歌合』の方法―『源氏物語』の人物呼称を中心(『源氏研究』九号 二〇〇三年四月)
- (15) この「あはれ右衛門督」が物語内部だけでなく、如何に人口に膾炙していたかは、季吟跋『湖月抄』本文が「あはれ衛門督」といふことくさ。」と「の」を伴い、まるで謡の一節のような様相を呈していることから伺える。尚、「の」を伴う本文は管見の及ぶ限り『湖月抄』のみで、清水婦久子(『源氏物語版本の研究』和泉書院 二〇〇三年三月)が『湖月抄』本文との類似を述べる『万水一露』『首書源氏物語』のそれを確認しても、「の」は付されていなかった。
- (16) 「国冬本における女三宮について―鈴虫の巻を中心に」(『国語

国文』七一巻二号 二〇〇二年二月)

(17) この辺りの読解に関しては、海野圭介に負うところが大きい。

(18) 「源氏物語の享受と本文―物語二百番歌合所収本文をめぐって」(初出『国語国文』五十三巻一号 一九八四年一月)『源氏物語序説』平凡社 再録)、また荒木浩の書評「幸福なる邂逅―上野英二著『源氏物語序説』を読むために」(『月刊百科』平凡社刊 四〇二号 一九九六年四月)も、上野の姿勢を知る助けとなる。

(19) 「命名伝承の二重化」について、一つ伝国冬本のみ、これが成り立たない。何故ならば、桐壺巻巻末の高麗人命名伝承に関する記述部分を丸々欠くからである。この伝国冬本桐壺巻における「ひかる君」の問題については、二〇〇四年六月十九日 物語研究会第二百九十二回例会(於 横浜市立大学)で口頭発表した。他稿に述べる予定である。

本稿中の傍線等は、特に断りが無い場合は全て、稿者が私に為したものである。

(こしの・ゆうこ 本学大学院博士後期課程)